

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 近 藤 司

財政援助団体等の監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成31年2月20日から同年3月11日までの間に実施した財政援助団体等の監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象

- (1) 公の施設の指定管理者（所管部課名）
株式会社 マイントピア別子（経済部運輸観光課）
対象施設：新居浜市観光交流施設・東平記念館
- (2) 補助金交付団体（所管部課名）
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（福祉部地域福祉課）
対象事業：社会福祉協議会運営補助金事業

2 監査の範囲

- (1) 平成29年度の施設管理全般
- (2) 平成29年度に交付された補助金に係る出納その他の事務執行

3 監査を実施した委員

寺村 伸治・柿並 哲也・山本 健十郎

[山本 健十郎	令和 元年5月 1日付退任
	近藤 司	令和 元年5月15日付就任

4 監査の方法

施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料及び団体に交付された補助金に係る出納その他の事務が、目的に沿って適正に執行されているかどうか、また、チェック体制は機能しているかに主眼をおき、関係帳簿、証書類との照合を行うとともに、必要に応じ関係者からの説明を求め、監査を実施した。

5 監査の結果

施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料及び団体に交付された補助金は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においては、さらに目的に沿った効果効率的な執行に留意するよう望むものである。なお、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

財政援助団体等

1 対象施設及び事業の概要（平成29年度）

（1）公の施設の指定管理者

（単位：円）

指定管理者名	施設名	指定管理料	所管部課名
株式会社 マイントピア別子	新居浜市観光交流施設 新居浜市東平記念館	25,381,000	経済部 運輸観光課

【概要】

平成28年度より指定管理者として観光交流施設及び東平記念館の業務を行っている。観光交流施設は利用料金制を導入しており、施設の利用料金等の収入で管理運営を行っている。東平記念館は、指定管理料により運営している。

【利用者数の状況】

（単位：人）

観光交流施設	平成28年度	平成29年度	平成30年度
温浴施設	170,767	163,958	164,940
子ども用遊戯施設	93,309	67,076	67,058
休憩室	216	28	34
研修室	1,041	1,532	1,622

（単位：人）

東平記念館	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歴史資料館	26,863	27,226	26,358
メイン工房	431	153	175
その他	26,124	23,422	22,212

（2）補助金交付団体

（単位：円）

対象団体名	交付金額	補助事業の名称	所管部課名
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会	51,430,000	社会福祉協議会運営補助事業	福祉部 地域福祉課

【概要】

社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉ケアネットワークの構築をはじめとする社会福祉事業を行うことにより、地域福祉の向上を図ることを目的としている。

社会福祉法において取り組むべきこととして規定された事業や他の社会福祉法人やNPO団体等では事業実施が困難であり、かつ公益性が強く収益を伴わないような事業等について自主財源の不足部分を補助している。

2 指摘事項及び回答内容

(1) 株式会社マイントピア別子に関すること（回答は平成31年4月22日付け）

○経営の安定性向上について

マイントピア別子内の温浴施設、子ども用遊戯施設等の観光交流施設及び東平記念館は、平成28年4月の新施設オープンを機に指定管理者制度により管理運営されており、観光交流施設については利用料金制が採用されるとともに、東平記念館の管理運営に対し指定管理料が支払われている。指定管理者業務に係る平成29年度の決算を見ると、観光交流施設は前年度に比べ利用客の減少や燃料費の高騰等により大幅な減収減益となったが、東平記念館の管理運営に伴う利益に支えられ、指定管理者業務全体では約800万円の経常利益を確保した。

利用客の増加が容易でない状況は今後も続くのではないかと憂慮され、指定管理者業務の経営は楽観できないのではないかとと思われる。インバウンドや比較的堅調な利用が続いていると言われる子ども用遊戯施設の利用拡大等営業活動に一層注力され、指定管理部門の収支改善と経営の安定性向上に努められたい。

(株式会社マイントピア別子)

<回答>

温泉施設については、湯けむりスタンプラリーの顧客アンケートで昨年・一昨年と好評を博しトップクラスの評判でした。また、「じゃらん」が行っている顧客調査では「優秀賞」を獲得するなど経営安定へ向けた基礎はできつつあると考えています。しかしながら現状に満足することなく引き続きソフト面のサービス向上を図り人気施設を目指してまいります。その一例として、岩盤浴の利用の顧客ニーズに応えるため、本年4月1日から料金の引き下げとセット券の販売を開始しました。

また、キッズパークにおいては、オープン初年度と比べるとかなり減少しましたが、3年度目の入込客は2年度目とほぼ同数であり、他の市町村の施設と比べると倍以上の利用客となっております。こちらについても安定経営の基礎はできつつあると考えています。

これらの現状を踏まえ温泉施設・遊戯施設においていろいろなイベントを継続・実施してリピーター客の増加を図ってまいります。また、営業活動として旅行代理店の日帰り入浴ツアーや登山者の入浴ツアーを今まで以上にセールスし、旅行情報誌への掲載を充実させます。遊戯施設については、年2回以上のペースで新居浜市内の保育園・幼稚園へセールスを行い定期的な利用を促進します。さらに大手旅行会社等が主催するインバウンド商談会や行政等が主催する相談会等に参加したり、中四国を問わず営業範囲を拡大しセールス活動を充実させます。

今後も指定管理である「温泉」・「遊戯施設」と「東平」の入込客増加に向けて営業活動に一層注力し、指定管理部門の収益改善と経営の安定向上に努めます。

(2) 社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に関すること（回答は平成31年4月2日付け）

○新居浜市社会福祉協議会が支出する助成金について

新居浜市社会福祉協議会運営補助金について、平成29年度補助事業に係る補助金交付要綱 別表第5において定められている補助対象経費では、「他団体への補助金については、補助対象外経費とする。」となっている。

しかしながら、平成29年度の実績報告書では、各種団体への助成金が補助対象経費とし

て計上されている。今後は各種団体への助成金については補助対象外経費として扱われるよう是正されたい。

(社会福祉協議会、地域福祉課)

<回答>

新居浜市社会福祉協議会運営補助金に関しましては、平成29年度補助事業に係る補助金交付要綱 別表第5において「他団体への補助金については、補助対象外経費とする。」と規定されておりますことを遵守し、ご指摘の「地域福祉推進基礎組織」(住民組織)である「社協支部」や福祉協力校、当事者団体、ボランティア団体等に対する助成金につきましては、平成30年度実績報告から補助対象外経費として計上し、取り扱いを是正いたします。

(社会福祉協議会)

新居浜市社会福祉協議会運営補助金に関しましては、平成29年度補助事業に係る補助金交付要綱 別表第5において「他団体への補助金については、補助対象外経費とする。」と規定されておりますことを遵守し、ご指摘の「地域福祉推進基礎組織」(住民組織)である「社協支部」や福祉協力校、当事者団体、ボランティア団体等に対する助成金につきましては、平成30年度実績報告から補助対象外経費とするよう、社会福祉協議会に指導いたします。

(地域福祉課)

○社会福祉協議会支部の会計等について

新居浜市社会福祉協議会(以下、「社協」と言う)は市内18の社協支部(以下、「支部」と言う)に対し、本市から受給した運営補助金(平成29年度5,143万円)の内約4分の1を支部助成金として支出し、支部が行う小地域福祉活動を支援している。しかしながら、支部は社協と一体となって地域福祉事業を推進しているものの、組織及び会計面については社協から独立しており、支部の収支や財政状況が社協の決算に反映されることはない。

こうした実情を踏まえ、以下の事項について検討されたい。

- ア 各支部の決算概要を事業報告書に記載し、支部会計の実態を明示するとともに、支部活動を含む地域福祉事業全体の財政状況を明らかにすることはできないか。
- イ 組織及び会計面で社協と支部が分離していることにより、両者間に業務の重複や不便が生じていないか検証し、支部への業務移管促進等の対策を講じることによって地域福祉事業の総合的な効率性向上を図ることはできないか。

(社会福祉協議会、地域福祉課)

<回答>

- ア 各支部の当該年度決算概要を事業報告書に記載することは、各支部の総会開催時期(～6月)の関係で困難ですが、支部会計の内容と支部活動を含む地域福祉事業全体の財政状況を明らかにすることについては、総括的に整理し、明示できるよういたします。
- イ 社協と支部の両者間で業務の重複や不便が生じていないかを検証し改善することは、地域福祉事業の総合的な効率性向上を図るうえで、極めて重要なこととなりますことから、市社協と支部で構成する「支部連絡協議会」の中で、効果効率的な組織・財源・事業運営に向けた協議をいたします。

(社会福祉協議会)

- ア 各支部の当該年度決算概要を事業報告書に記載することは、各支部の総会開催時期（～6月）の関係で困難ですが、支部会計の内容と支部活動を含む地域福祉事業全体の財政状況を明らかにすることについては、総括的に整理し、明示できるよう社会福祉協議会に指導いたします。
- イ 社協と支部の両者間で業務の重複や不便が生じていないかを検証し改善することは、地域福祉事業の総合的な効率性向上を図るうえで、極めて重要なことでもありますことから、市社協と支部で構成する「支部連絡協議会」の中で、効果効率的な組織・財源・事業運営に向けた協議をするよう社会福祉協議会に指導いたします。

(地域福祉課)